

提 供 年 月 日	令和7年1月24日
担 当 部 課	環 境 経 済 部 企業連携戦略室
担 当 者	新田、元持
連絡先電話番号	077-516-4588

野洲市企業立地促進助成制度の創設について

1. 目的

野洲市商工業振興基本計画（令和3年4月策定）に示す「企業立地・事業者支援の推進」として、野洲市企業立地促進助成制度を創設する。

本助成制度は、市内主要産業や成長産業を対象に工場等の新築や設備投資に対し助成措置を講ずることにより、新たな企業立地や高付加価値創出といった産業構造の高度化を図り、市経済の活性化に資することを目的とする。

2. 制度概要

○野洲市企業立地促進助成金交付要綱及び実施要領を制定（令和7年4月1日施行）

○持続可能で効果的な制度内容とし、企業投資に伴って賦課される固定資産税相当額の一定割合を助成金として交付

（1）助成概要

種類	対象	助成額	交付期間	留意点
I 型	工場等の新設、増設、建替	投下固定資産に事業完了後賦課された各年度の固定資産税相当額の50%	固定資産税賦課年度の翌年度から3年度間	投下固定資産に土地は含まない。 助成額の年度上限は1億円（3年度間累計最大3億円）。
II 型	生産拡大を主とした設備向上投資	投下固定資産に事業完了後賦課された初年度の固定資産税相当額の25%		

（2）主な要件等

- 対象業種は、「製造業（電子デバイス製造業、自動車製造業 他）」、「情報通信業（データセンター、情報サービス業 他）」、「自然科学研究所（科学技術研究センター、工業技術研究所 他）」（日本標準産業分類）とする。
- 投下固定資産額は10億円以上（土地取得費用は除く）とする。
- I 型は、助成金交付終了年度の翌年度から起算して5年度間は再度交付を受けることはできない。
- II 型は、1事業者1度のみの助成とする。
- I 型とII 型は、同時に助成金の交付を受けることはできない。

（3）特徴

【持続性】

- 助成額は、企業の投下固定資産総額ではなく、賦課された固定資産税相当額を基準とすることで、税収入に沿った額を算定している。
- 助成率は、固定資産税の増収について地方交付税制度（普通交付税）における算定方法を考慮し、留保財源に着目して設定している。

※地方税収増収分の75%に相当する金額は、基準財政収入額として算入されるため、自治体の実質的な収入増は税収増加分の25%（留保財源）となる。

- 助成金の支払いを固定資産税納付の翌年度とすることで、財源確保の見通しが可能となる。

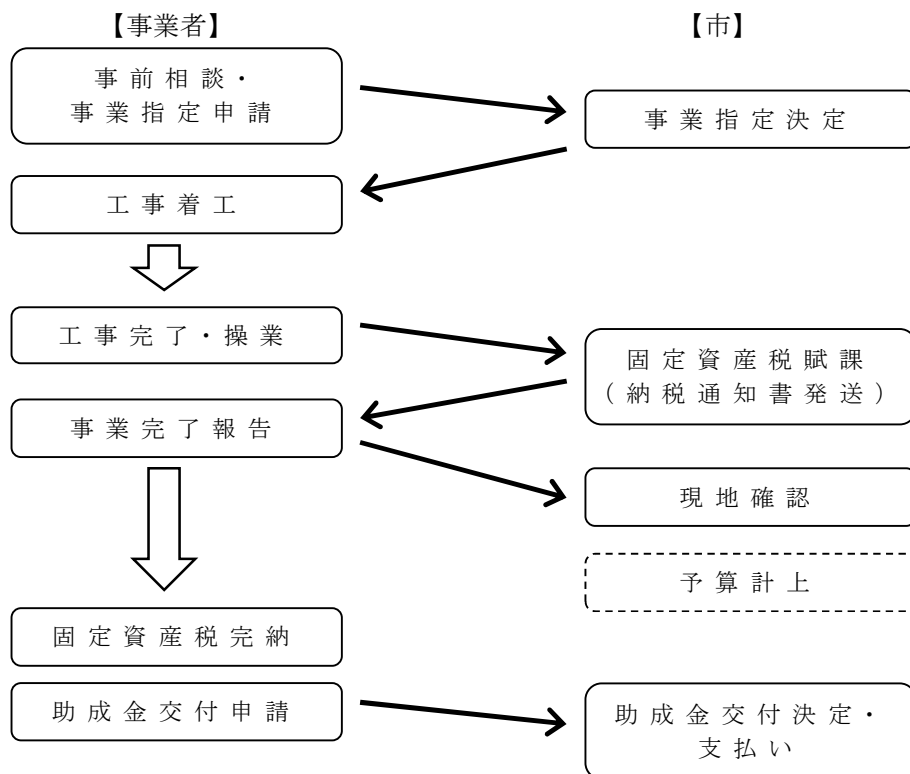
【効果性】

- 対象業種は、市内の主たる産業及び成長産業として今後、企業立地、設備投資が期待される分野としている。
- 投下固定資産額は、助成金交付後に一定額の固定資産税増収が期待できる額として設定している。
- 工場敷地拡張が困難な場合であっても既存企業の再投資を促すべく、II 型／生産拡大を主とした設備向上投資を助成対象としている。

【明瞭性】

- 企業の投資計画と助成制度の要件一致を確認するために事業の事前指定を求める。
- 企業投資と整合した要件設定するとともに、企業、市の事務負担軽減も考慮し、資料の併用等必要最低限の事務手続きとする。

(4) 手続きフロー



3. スケジュール

令和7年1月	野洲市企業立地促進助成金交付要綱 制定 野洲市企業立地促進助成金交付実施要領 制定 市議会全員協議会 報告
令和7年4月	野洲市企業立地促進助成金交付要綱 施行 市ホームページ掲載 市広報4月号掲載

4. その他

(1) 要綱としての助成制度創設について

本市は、市の商工業の振興に関する基本理念等を定めた「野洲市商工業振興基本条例」を令和2年4月に制定している。また、当該条例に基づき、商工業振興の目標や施策等を定めた「野洲市商工業振興基本計画」を令和3年4月に策定している。

野洲市企業立地促進助成制度は、当該基本計画で定める「基本目標1〔呼び込む力〕企業立地・事業者支援の推進」の実施施策の一つであることから、助成金交付要綱として制定するものである。

(2) 野洲市工業振興条例の廃止について

「野洲市工業振興条例」を、市内の工業の振興と雇用の創出を目的に平成17年3月に制定した。平成17年度から19年度の3年間申請を受け付け、23事業者の活用があり、助成金総額で約15億円の助成措置を決定した。

令和4年度をもって、申請のあった事業者への助成措置が終了し、新たに「野洲市企業立地促進助成制度」を創設することから、「野洲市工業振興条例」は廃止することとする。廃止条例の提案は令和7年2月市議会定例会を予定している。

新たな助成金制度を創設します。

野洲市企業立地促進助成金

企業立地や高付加価値創出により、地域経済の活性化を促すため、工場等の新設や設備投資等に対し助成金を交付します。
(令和7年4月1日施行)

助成金の種類

I 型助成金

助成対象：工場等の新設、増設、建替え
助成内容：投下固定資産（土地除く）に対して課税された各年度の固定資産税相当額の50%

II 型助成金

助成対象：生産拡大を主とした設備向上投資※
助成内容：投下固定資産（土地除く）に対して課税された初年度の固定資産税相当額の25%

※既に所有する工場等及び売買や賃貸借等により新たに確保した既設の工場等に、改修や設備の入替を実施する場合は該当します。

助成要件

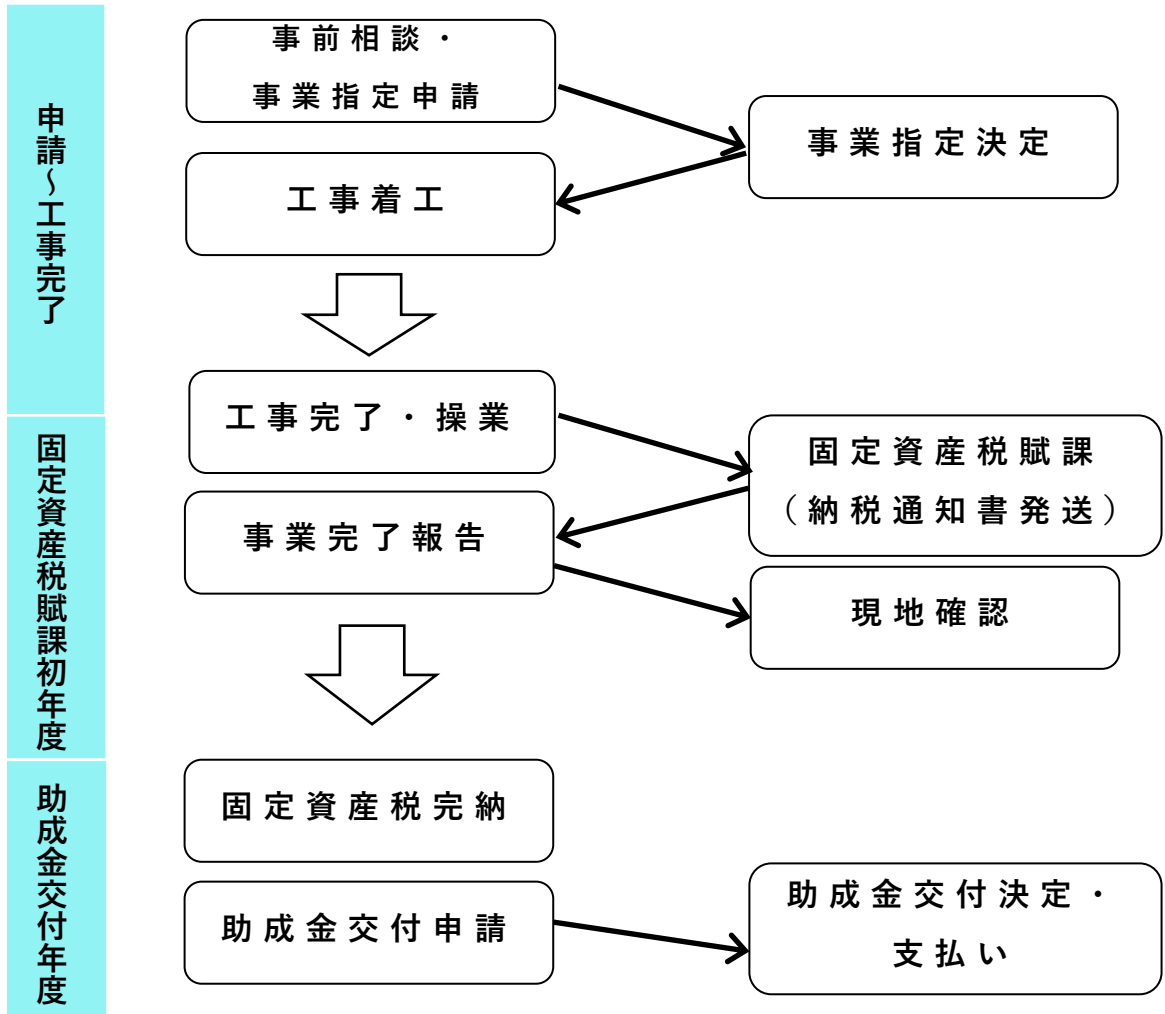
対象業種※	①製造業（電子デバイス製造業、自動車製造業 他）
	②情報通信業（データセンター、情報サービス業 他）
	③自然科学研究所（科学技術研究センター、工業技術研究所 他）
条件	投下固定資産の取得に要した費用（土地除く）が10億円以上 市税の滞納がないこと 工事着工前に市長の事業指定を受けること
限度額	年度上限1億円（3年度間累計最大3億円）
交付期間	3年度間
交付時期	投下固定資産に固定資産税が課税された年度の翌年度

※業種の区分は「日本標準産業分類」の基準に従います。

I 型助成金は制度利用後、5年間は再度助成金の交付を受けることはできません。II 型助成金は1企業1度のみ利用できます。
野洲市企業立地促進助成金は、他の補助金や助成金を利用している場合でも、制度を利用いただけます。

【企業】

【市】



※申請、報告時に必要な書類は助成金交付要綱をご確認ください。
※事業完了報告は当該年度の7月末日までに、助成金の交付申請は当該年度の1月末日までに提出が必要です。

お問合せ先



野洲市 環境経済部 企業連携戦略室
野洲市小篠原2100番地1 (〒520-2395)
TEL 077-516-4588 FAX 077-587-6960
E-mail kigyoudenkei@city.yasu.lg.jp

事業の拡張、設備投資、移転、新たな工場の進出などのご相談は、『企業連携戦略室』までお問合せください。